

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた  
省力化補助金の活用について  
計4枚（本紙を除く）

Vol.1458

令和8年1月9日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3876)

FAX : 03-3595-3670

事務連絡  
令和8年1月9日

各  
都道府県介護保険主管課（室）  
市町村介護保険担当課（室）  
介護保険関係団体

御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について

平素より、介護保険行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

介護サービス需要が更に高まる一方、生産年齢人口の減少や将来の人材の需給の動向も踏まえ、介護テクノロジーの導入や業務の見直し、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト・シェアを早期に推進し、生産性向上や職場環境改善に向けて業務効率化を進めていくことが重要です。

このため、今般、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月策定）に基づき、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上をはかるとともに、賃上げにつながることを目的とする「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」（以下「省力化補助金」という。）について、中小企業庁と協議のうえ、補助対象業種に新たに介護業を追加するとともに、主に介護業で使用する汎用機器について、補助金の製品カタログに追加することとなりました。当該汎用機器を活用いただくことで、介護分野の業務効率化にも資するものと考えます。

つきましては、下記の内容を踏まえ、管内の対象事業所において省力化補助金をご活用いただくよう、周知をお願いいたします。

記

1. 省力化補助金の概要（詳細は[こちら（リンク）](#)）

管轄	中小企業庁
目的	人出不足解消に効果のある省力化投資を後押しし、賃上げにつなげることを目的とした補助金
補助対象者	公募要領にて定める「中小企業者等」
補助率	1/2 以下
補助上限額	200万円から1,500万円 ※従業員数等により異なる。
補助対象機器	<ul style="list-style-type: none"><li>対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用機器から事業課題に合わせて製品の選択が可能。</li><li>カタログには製品カテゴリ（※）ごとに各メーカーが登録した製品が掲載。（※）各工業会等が中小企業省力化投資補助金事務局に登録申請し、省力化効果があるものとして登録された製品群の種類。カテゴリごとに活用できる業種が定められている。製品カテゴリの追加は業所管省庁と中小企業庁で協議のうえ行うため、追加申請にあたっては厚生労働省への相談が必要。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>申請は<a href="#">こちら（リンク）</a>より行う。</li><li>申請は法人単位で行うため、個々の事業所が申請者となることはできない。</li><li>補助金申請は製品の販売事業者と共同で事業計画の策定が必要になり、中小</li></ul>

	企業等と販売事業者は共同事業実施者として公募期間内に販売事業者と共に申請受付システムで申請を行う。手続きの詳細は <a href="#">こちら（リンク）</a> 。
--	---

## 2. 省力化補助金の補助対象業種への介護業の追加

### ①製品カテゴリへの介護業の追加

従来は省力化補助金で補助が認められていなかった「介護業」について、業所管省庁である厚生労働省と中小企業庁で協議の上、追加が認められた一部の製品カテゴリにおいて補助対象とします。

### ②「介護業」で補助可能な汎用製品

介護業で補助対象となる製品カテゴリは以下の通りです。

既に製品カテゴリが登録されているもののうち、介護業での補助が可能となったもの	・清掃ロボット（カタログは <a href="#">こちら（リンク）</a> ） ・配膳ロボット（カタログは <a href="#">こちら（リンク）</a> ）
今回新たに介護業での補助が可能な製品カテゴリとして登録されたもの	・飲料ディスペンサー／どろみ給茶機（※） ・再加熱キャビネット／カート（※）

（※）新たに製品カテゴリとして登録されたものについては、製品及び製造事業者の登録、販売事業者の登録の後に、HP上で申請が可能となります。

### ③対象となる法人

介護業で補助対象となる法人は、介護業を営む「中小企業者（組合関連以外）（※）」、「中小企業者（組合関連）」、「特定非営利活動法人（NPO法人）」、「社会福祉法人」、「医療法人」です。

（※）「中小企業者（組合関連以外）」には株式会社を含みます。

法人の種類によって、「従業員数300人以下」、「資本金3億円以下」等の要件がありますので、詳細は「公募要領」の「2-3. 補助対象者」をご確認ください。公募要領は[こちら（リンク）](#)。

なお、補助対象として追加されるのは介護業のみであり、介護報酬のみを受給している法人が原則として対象です。ただし、社会福祉法人と医療法人に限っては、介護報酬のほか診療報酬を受給していても、今回補助対象となる汎用機器の利用が主に想定される介護保険施設等を運営している場合が多いこと等を踏まえ、中小企業庁との協議の結果、特別に対象としています。

（参考：公募要領新旧対照表抜粋）

新	旧
<p><b>2-4. 補助金等の重複について</b></p> <p>以下に該当する事業や中小企業等は補助対象外とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他の国庫及び公的制度からの二重受給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接直接を問わず、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険からの診療報酬 <b>(2-3. (3))</b> <b>③に該当する法人が受け取る診療報酬について</b>は除く）、固定価格買取制度等）と補助対</li> </ul>	<p><b>2-4. 補助金等の重複について</b></p> <p>以下に該当する事業や中小企業等は補助対象外とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他の国庫及び公的制度からの二重受給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接直接を問わず、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険・<b>介護保険</b>からの診療報酬・<b>介護報酬</b>、固定価格買取制度等）と補助対象経費が重複しているもの。</li> </ul>

象経費が重複しているもの。 (略)	(略)
----------------------	-----

### 3. スケジュール

- 今後のスケジュールについては、下記の通りです。
- 1月9日：「清掃ロボット」、「配膳ロボット」について、介護業による申請の受付を開始
- 3月中：「飲料ディスペンサー／とろみ給茶機」、「再加熱キャビネット／カート」について、申請の受付を開始（予定）

### 4. 留意点

- 省力化補助金の申請は、法人単位で行うこととなります。個々の事業所が申請者となることはできませんのでご注意ください。
- 補助金申請は電子申請となるため、G ビズ ID プライムアカウントの取得が必要になります。G ビズ ID をお持ちでない方、プライムアカウントではない方は「G ビズ ID」より取得をお願いいたします。（G ビズ ID の取得は[こちら（リンク）](#)）
- 申請は法人単位で行いますが、補助対象機器を使用する事業所が介護保険法上の指定を受けていることが必要です。具体的には、介護業を営むことの証明として「介護給付費等支払決定額通知書（申請日前3か月以内に発行されたもの）」を補助金申請システムにて PDF 形式でご提出いただく必要があります。なお、ご提出いただく際に記載の事業所名・住所と申請時の事業実施場所（設備導入を行う事業所名）・住所が一致している必要があります。
- 公募時に申告いただく「日本標準産業分類」は以下の通り申告ください。

選択する種別	サービス種別
8342 看護	訪問看護
8541 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
8542 介護老人保健施設	介護老人保健施設
8543 介護医療院	介護医療院
8544 通所・短期入所介護事業	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養 介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
8545 訪問介護事業	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
8546 認知症老人グループホーム	認知症対応型共同生活介護
8547 有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8549 その他の老人福祉・介護事業	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）、その他 8342、8541～8547 に該当しないが介護保険法上で定めるサービスを提供しているもの

- ・その他、公募可能な事業者の要件や省力化補助金の詳細は[こちら（リンク）](#)を参照ください。

#### 【照会・提出先】

- ・介護業の対象化について

厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室

電話：03-5253-1111（内線3876） E-mail：[kaigoseisansei@mhlw.go.jp](mailto:kaigoseisansei@mhlw.go.jp)

- ・申請手続について

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

電話：0570-099-660（ナビダイヤル） 03-4335-7595（IP電話等からのお問い合わせ先）

以上